

請　願　文　書　表

| | |
|---------------|--------------------------------------------------|
| 受理年月日 及び番号 | 令和5年6月6日 第4号 |
| 件　名 | 「区民の声」は「要望」と「意見」を区別して、回答するよう求める請願 |
| 請　願　者 | 文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里 |
| 紹介議員 | 千 田 恵美子 |
| 請願の要旨 | 次頁のとおり |
| 付託委員会 | 総務区民委員会 |

請願理由

文京区には区民が区政に対する意見・要望などを区に伝えることができる「区民の声」という仕組みがあり、区のホームページ（HP）においても「このコーナーは、みなさまから区政に対するご意見・ご要望などをお聞かせいただくものです」と記載されています。

また、手続き根拠として「文京区区民の声取扱要綱」が整えられ、「寄せられた意見等が次に掲げる内容に該当する場合は、区民の声として取り扱わない」とし、「質問、問合せ又はこれに類するもの」と規程しています。

しかし、一部の特定の区民に対しては、同要綱に定めがないにもかかわらず、「要望」を送っても一部の部課において「ご要望・ご意見その他の文章表現の如何を問わず、包括的に1つのご意見として承っております」と通告してきて、「要望」を無視する形で「ご意見として承りました」という一文だけを回答として送り、「門前払い」しています。

一方、別の区民からの「区民の声」に対しては上記同要綱の規程を自ら破り、「質問、問合せ又はこれに類するもの」であっても丁寧に回答するなど、あからさまな区民差別を行っています。

全国の他の自治体にも同様の仕組みはありますが、いずれにおいても「要望」は「要望」、「意見」は「意見」としてしっかりと区別して受け止め、さらに「提案」は「提案」として別途、受け止めるところもあり、文京区のように手続き的根拠なく恣意的に受け止め、「包括的に1つのご意見として承っております」と通告し、「ご意見として承りました」という一文だけを回答として送り付けることで「要望」を切り捨てる自治体は私の調べた限りありません。

そこで貴議会において区長に下記を働きかけていただきたく請願いたします。

請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例で打ち出した「協働・協治」の理念に則り、「区民の声」に対し、区民からの「要望」を無視して一括りに「意見」として包括的に判断して「ご意見として承りました」とだけ回答するのではなく、「要望」と「意見」をしっかりと区別し、「要望」は「要望」として区民に寄り添った丁寧な回答をし、「意見」は「意見」として真摯に受け止めて政策に反映する努力をしてください。